

石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例施行規則の改正について

本市では、地区計画に関する都市計画の決定にあたっては、都市計画の目的をより確実に実現し、適正な土地利用と健全な都市環境を確保するため、当該地区計画の規定のうち一部の事項を条例に定めることとしており、条例の施行に必要な事項を規則で定めています。

平成26年9月30日の用途地域の変更にあわせて、石狩都心地区地区計画の変更及び石狩市地区計画区域内建築物の制限に関する条例を改正していますが、教育支援地区における建築物の規制内容については規則で定めることとしており、今般、内容が定まったことから本規則を改正するものです。

改正内容

石狩都心地区地区整備計画区域



教育支援地区（図中の赤い区域）に、集会場、学校給食センター及び飲食店その他これらの建築物に附属するものが立地できるようにします。